仕様書

１　業務名

　　植物公園栽培温室ボイラー取替修繕業務

２　履行場所

　　植物公園（広島市佐伯区倉重三丁目）

　　別紙位置図参照

３　履行期間

　　契約締結の日から令和3年10月31日

４　業務目的

　　本業務は、栽培温室ボイラー２基のうち老朽化により故障した1基の取替修繕を行い、機能を回復させるものである。

５　業務内容

　　栽培温室ボイラー室内の４号ボイラーの取替・調整を行う。

　【特記事項】

　　　ボイラー本体については、メーカーが作成した設計図面を契約締結日から３０日以内に発注者へ提出し、承認を得ること。発注者は、当該期限までに設計図面が提出されない場合は、当該業務の履行ができないものとみなし、契約を解除することができるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 型式・特記事項等 |
| 既設ボイラー（撤去するボイラー） | ＤＮＮＡ―４００Ｐ型１回路無圧開放式スタンダード出力：400,000Kcal/h用途：暖房用（１回路）燃料：Ａ重油　電源：三相200Ｖ／60㎐　付属品：感震器、消音器　既設ボイラーの搬出及び処分は受注者の負担で適正に行うこと |
| 新設ボイラー | 温水ボイラー　出力は600,000Kcal/h以上　※既設ボイラーの該当出力機種であるダンエコノマイザースタンダード型（型式：DNNA-600P）と同等以上とする　燃料：既設ボイラーと同じ電源：既設ボイラーと同じ地震対策等の安全対策及び凍結防止の対策をとること　出力に応じて設計上必要と算出された煙突を設置すること　前記により煙突の取替えが必要な場合は、既設煙突の搬出及び処分は受注者の負担で適正に行うことボイラー室内の配管等は、新設ボイラーの能力及び仕様に応じ、適切に改修等を行うこと新設ボイラーは既設の搬入口から搬入し、既設の基礎に設置すること。ただし、発注者の承諾を得て受注者の負担で搬入口の改修や基礎の増打を行う場合はこの限りでない。　新設ボイラーの単独運転時や併設しているＤＮＮＡ－２５０Ｐの単独運転時、２基併用運転時の切り替えが容易にできるようにすること |

６　一般事項

（１）　業務を行う者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。また、法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を所有する者が業務を行う。

（２）　業務の施行に特許権その他第三者の権利の対象となっている修理材料、施行方法等を使用するときは、受注者は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（３）　受注者は、業務の履行に際して、あらかじめ発注者と事前に協議して、作業の日時、作業方法等の詳細について定め、実施工程表を提出すること。

（４）　受注者は、発注者の立会いのもと、作業前の製品点検、設置作業前・作業後の現場立会、作動後の点検を行うこと。

（５）　受注者は、従業員の安全衛生に関する管理について、現場責任者が責任者となり、関係法令に従って行うこと。

（６）　受注者は、業務の実施に当たって、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。

（７）　受注者は、業務を行う場所若しくは周辺に第三者が存在する場合、又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を発注者に報告のうえ、当該措置を講じ、事故発生を防止する。

（８）　業務その他により構造物、建物及び器物に損傷を与えた場合は、発注者の指示により受注者の負担において補修すること。

（９）　故障した既設ボイラー搬出作業及び同機器の処分も業務に含まれる。

７　報告事項等

（１）　受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び作業員等の住所・氏名等を通知するとともに、前項（１）の資格を証する書類の写しを提出すること。現場責任者又は作業員に変更があったときも、また同様とする。

（２）　業務報告書は、業務の内容を報告書に記入し、業務完了後、完成図、試運転記録、設置状況写真等をあわせて速やかに１部発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

（３）　本業務により発生した廃材等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守して適正に処分し、完成時には最終処分場（中間処分場がある場合には、中間処分場）までのマニフェスト（排出事業者送付用）の写しを提出すること。

（４）　受注者から発注者に対する業務完了の通知期限、発注者による検査完了期日（期限）　　　　は、業務が完了した日の翌日から起算してそれぞれ１０日目、１９日目（ただし、業務完了の通知を受けた日の翌日から起算して９日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。

８　費用の負担等

　　本業務を実施するために必要な資機材類は、すべて受注者の負担とする。

９　その他

（１）　当公園は、常時市民の利用があることから、作業時以外においても十分に安全に配慮すること。

（２）　業務の施行に当たっては、発注者の指示に従うこと。

（３）　この仕様書に定めのない事項、又は疑義を生じたときは、必要に応じて発注者・受注者で協議して定めるものとする。

（４）　発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。